

## 質問回答

2013年9月6日

「ミャンマー国知的財産庁設立支援調査」

(公示日:平成 25年8月28日 / 公示番号:1)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	1 ページ「5.実施方針及び留意事項」の「(1) 我が国特許庁及び文化庁による協力」	特許庁及び文化庁から講師を派遣とありますが、この方々の旅費等は見積に反映させる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。特許庁及び文化庁からの講師の費用については、旅費等の見積に反映させる必要はありません。
2	1 ページ「3.業務の対象地域」および 3 ページ「周辺国調査」	第一次現地調査の調査項目にて、(周辺国調査)としてタイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムの4カ国が記載されています。当該4カ国での現地調査の実施が想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。周辺国調査は、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム 4カ国について、現地入りし調査することを想定しています。
3	5 ページ「報告書」(リスト)	成果品である「ファイナルレポート」について、「部数など」の項目で、和文・英文とも「簡易製本」と指定されています。くるみ綴じ等の製本の必要はなく、コピーにホチキス留めや2穴紐綴じ等で、表紙も「東南アジア」の指定色の「赤」にする必要はない(印刷会社による製本等は不要)との理解でよろしいでしょうか。	訂正します。「ファイナルレポート」の仕様は、「簡易製本」ではなく「製本」とします。「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照してください。 その他の報告書は、業務指示書に記載の通り、簡易製本とします。

以上